障害者団体の方の入館料減免について

1 入館当日、手帳提示による入館方法

障害者団体で当日ご入館の場合は、障害者の方(全員)の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(コピーでも可)を入館の際にご提示いただければ、入館料が全額免除となります。

また、身体障害者手帳、療育手帳に第1種の記載、精神障害者保健福祉手帳に第1級の 記載がある方については、付添いの方もお一人様に限り入館料が全額免除となります。 **※入館の際の手続きにお時間を要します。ご了承ください。**

2 「障害者施設入館届等」の事前提出による入館方法

(1)障害者施設団体(通所施設、入所施設、授産施設等)

障害者施設団体でのご入館の場合は、下記の必要書類を事前提出することで、入館時の手帳の提示を略することができます。(入館届には、必ず施設代表者の公印を押してください。)

- ① 「障害者施設入館届」
- ② 「入館障害者名簿」

ただし<u>「障害者施設入館届」</u>と<u>「入館障害者名簿」</u>は入館日の10日前までに提出(郵送) してください。

※入館当日、「入館障害者名簿」は必ず返却いたします。

(2)障害者団体(グループ、父母の会等)

障害者団体でのご入場の場合は、下記の必要書類3点を事前提出することで、入館時の手帳の提示を略することができます。(入館届には、必ず団体代表者の印を押してください。)

- ① 「障害者施設入館届」
- ② 「入館障害者名簿」
- ③ 「入館される障害者の方全員の手帳のコピー」

ただし<u>「障害者施設入館届」と「入館障害者名簿」と「入館される障害者の方全員の手帳の</u>コピー」は入館日の10日前までに提出(郵送)してください。

※入館当日、「入館障害者名簿」と「入館される障害者の方全員の手帳のコピー」は必ず返却いたします。

- ◆来館当日、人数変更があった場合は、受付までお申し出ください。また、入館される障害者の方が増えた場合は、 その方の手帳(コピーでも可)をご提示ください。
- ◆不明な点がありましたら、0246-73-2525まで、ご連絡ください。